

# 平内町ケアマネジメントに関する基本方針

令和5年4月版

## 1. 介護保険制度の基本理念

介護保険制度の基本理念について、介護保険法第一条において、要介護状態となった方が、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスに係る給付を行うこととされている。

また、第二条において、保険給付は、「1. 要介護状態等の軽減または悪化の防止に資するように行わなければならないこと」、「2. 医療との連携に十分に配慮をして行われなければならないこと」、「3. 被保険者の選択に基づき適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮されなければならないこと」、「4. 保険給付の内容及び水準は、要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むこと」ができるように配慮されなければならないとされている。

介護支援専門員等は、このような介護保険法及び関係法令等を遵守し、制度全般の専門的な知識と介護サービス等を必要とする利用者への深い理解により、要介護者等のケアマネジメントを行う必要がある。

介護保険制度の根幹であるケアマネジメントのあり方を、保険者と介護支援専門員等で共有し、健全な介護保険事業の運営を目的とし、「平内町ケアマネジメントに関する基本方針」を策定する。

### 介護保険法

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

第二条 介護保険は、被保険者の要介護状態または要支援状態（以下「要介護状態等」という。）に関し、必要な保険給付を行うものとする。

2 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減または悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

3 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

## **2. ケアマネジメントの基本方針**

### **【居宅介護支援に関する基本方針】**

(1) ケアマネジメントは、利用者の尊厳の保持について十分配慮したうえでされなければならない。

(2) ケアマネジメントは、利用者の要介護状態等の軽減または悪化の防止に資するように行われなければならない。医療との連携に十分配慮し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

(3) ケアマネジメントは、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険・医療・福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(4) ケアマネジメントは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われなければならない。

(5) ケアマネジメントやその他の事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携につとめなければならない。

(6) 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(7) ケアマネジメントの手順は居宅介護支援運営基準省令第13条各号に沿ってそのすべてを満たすよう行われなければならない。

### **【介護予防支援に関する基本方針】**

(1) 介護予防ケアマネジメントは、利用者の尊厳の保持について十分配慮したうえでされなければならない。

(2) 介護予防ケアマネジメントは、医療との連携に十分配慮し、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるよう配慮して行われるものでなければならない。

(3) 介護予防ケアマネジメントは、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保険・医療・福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(4) 介護予防ケアマネジメントは、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標指向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。

(5) 介護予防ケアマネジメントは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われなければならない。

(6) 介護予防ケアマネジメントやその他の事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅

介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携につとめなければならない。

(7) 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(8) 介護予防ケアマネジメントの手順は、指定介護予防支援運営基準省令第30条各号に沿って、そのすべてを満たすよう行われなければならない。

### 【第1号介護予防支援に関する基本方針】

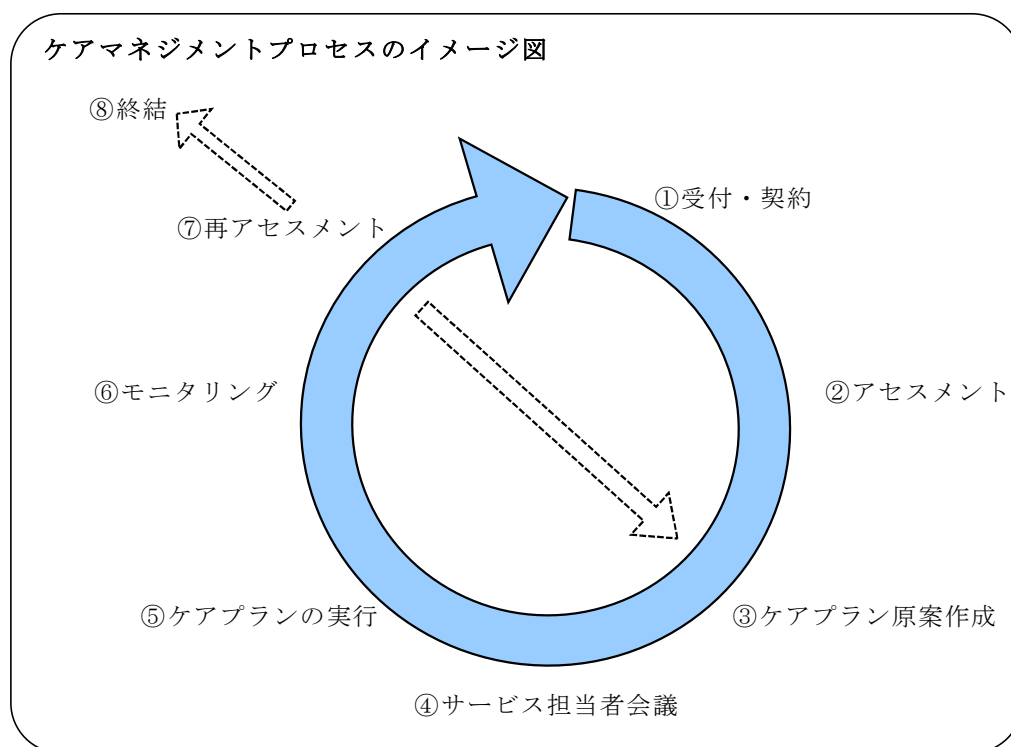
(1) 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援）は、介護予防と自立支援の視点を踏まえ、対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づきサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう、専門的な視点から支援を行わなければならない。

(2) 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援）は、別途定める「平内町介護予防・日常生活支援総合事業介護予防ケアマネジメント手順書」に従い、行われなければならない。

(3) 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援）においても、基本方針の方向性は、原則として介護予防支援に関する基本方針と同様とする。

### 3. ケアマネジメントプロセスについて

利用者の自立支援に資するケアマネジメントにおいては、ケアマネジメントプロセス（PDCA サイクル）を多職種間で実施することにより、利用者の変化に切れ目なく対応し、望む暮らしを発見していくことが重要である。



#### 4. ケアプラン点検について

介護給付費適正化事業の一つとして、上記基本方針の遵守及び自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントを支援することを目的に、ケアプラン点検を実施する。

点検は、「ケアプラン点検支援マニュアル」（平成20年7月18日厚労省老健局振興課発 介護保険最新情報v o 1. 38）の趣旨に従って行う。

ケアプラン点検における主な目標は、以下の5つのことである。

- (1) 「自立支援・重度化防止」の考え方の定着
- (2) 「自立支援・重度化防止」に資するケアプラン作成の支援
- (3) アセスメントとケアプランの連動の必須化
- (4) ケアプランの根拠の説明責任能力の向上
- (5) 検証や確認を通じた「気づき」の促進

また、「ケアプラン点検支援マニュアル」は、ケアプラン点検を実施する保険者向けに作成されたものであり、保険者が介護支援専門員に確認すべき事項とその解説やポイント等が示されているが、介護支援専門員においてもケアプラン作成にあたる自己点検や振り返りに利用することが出来る内容であり、基本方針の遵守及びケアマネジメントの質の向上に有効なため、是非ともご活用いただきたい。